

## 教育委員会 11月定例会会議録

1. 日 時 令和5年11月21日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美  
職務代理者 鈴 木 敏 之  
委 員 福 島 幸 子  
委 員 高 橋 信 子  
委 員 石 川 一 幸
4. 委員以外の出席者  
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 中 島 健 一 郎  
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 塚 本 耕 司  
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也  
ス ポ ー ツ 振 興 課 寺 崎 敏 彦 指 導 課 田 上 秀 之  
図 書 館 武 藤 知 子 博 物 館 木 塚 久 仁 子  
上 高 津 貝 塚 比 毛 君 男
5. 議 題
  - (1) 議 案  
議案第30号 土浦市生涯学習館の指定管理者の指定に対する意見について (生涯学習課) (非公開)  
議案第31号 令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)に対する意見について (教育総務課・学務課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課) (非公開)  
議案第32号 (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備事業用地取得契約の締結に対する意見について (教育総務課) (非公開)  
議案第33号 土浦市立学校管理規則の一部改正について (指導課)
  - (2) 報告事項  
① 専決処分の報告について(下高津小学校施設管理に係る損害賠償の和解) (指導課)  
② 専決処分の報告について(土浦第一中学校施設管理に係る損害賠償の和解) (教育総務課)
  - (3) その他  
① (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について (教育総務課)  
② (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校の校名(案)公募結果について (学務課)  
③ 令和5年度子ども図画・習字展について (生涯学習課)  
④ 令和6年土浦市二十歳のつどいについて (生涯学習課)  
⑤ 再開館記念第4回特別展「土浦のたからもの一守り伝える、未来へー」の開催について (博物館)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教育長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年11月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するというので、進行をさせていただきます。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が3件ございます。

議案第30号から議案第32号については、12月の土浦市議会に関する案件であり、議会の開会前であることから、非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは議案第30号から第32号については、非公開といたします。

なお、本日は傍聴者がいませんので、次第のとおり進めさせていただきます。

それでは、次第の2番、教育長報告事項について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課 塚本課長。

—————10月24日以降の行事について報告—————

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次第の3番、議案へ移ります。

議案第30号 土浦市生涯学習館の指定管理者の指定に対する意見について、生涯学習課から説明をお願いします。

佐賀課長。

【議案第30号「生涯学習館の指定管理者の指定に対する意見について」を協議】（非公開）

教育長 それでは、議案第30号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第31号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）に対する意見について、ですが、歳入歳出予算の補正と債務負担行為の設定という2つに分けて説明をさせていただきます。

まずは、歳入歳出予算の補正について、学務課からスポーツ振興課まで、続けて説明をお願いします。

塚本課長。

【議案第31号「令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）に対する意見について」を協議】（非公開）

教育長 それでは、議案第 31 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第 31 号は原案のとおり可決することに決しました。続いて、議案第 32 号（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備事業用地取得契約の締結に対する意見について、教育総務課から説明をお願いします。塚本課長。

【議案第 32 号「（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備事業用地取得契約の締結に対する意見について」を協議】（非公開）

教育長 議案第 32 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第 32 号は原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第 33 号 土浦市立学校管理規則の一部改正について、指導課から説明をお願いします。田上課長。

指導課 指導課でございます。

資料⑤－1－2をお願いします。土浦市立学校管理規則の一部改正について、でございます。

今回改正いたしたく考えておりますのは二つございまして、一つ目は、令和 6 年 4 月 1 日から導入を予定している 2 学期制について規定をするため、土浦市立学校管理規則を一部改正するもので、二つ目は学校事務職員の標準的な職務内容及び遂行について必要な事項を規定するため、一部改正するものです。

主な内容の一つ目としまして、第 2 条について 2 学期制の導入に伴い、学期の名称及び学期の期間を変更する。二つ目としまして、様式第 3 号、第 4 号、第 4 号の 2 に記載の学期の名称を変更する。

三つ目としまして、第 13 条の 2 について、事務職員の校務運営への参画促進のため、標準的な職務内容及び遂行について必要な事項を定める。

四つ目としましては、土浦市就学援助規則の関連部分を変更するものです。

具体的な内容については、資料⑤－2 の規則案及び資料⑤－3 にお示しをしております、土浦市立学校規則管理規則の新旧対照表を御覧ください。

この新旧対照表の右端のほうに、改正の内容の説明という解釈を記載しておりますので、併せて御確認ください。

なお、今回のこの一部改正に際しまして、文言の修正が必要な箇所が見つかりましたので、そちらのほうも今回合わせて改めたいと考えております。

説明は以上です。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問はございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第 33 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第 33 号は原案のとおり可決することに決しました。議案は以上ですので、続いて次第の 4 番、報告事項へ移ります。報告事項の 1 番 専決処分の報告について（下高津小学校施設管理に係る損害賠償の和解）、について指導課から説明をお願いします。

指導課 指導課でございます。資料の⑥番を御覧ください。専決処分の報告になります。下高津小学校施設管理に係る損害賠償の和解です。

事故発生の日時は令和 5 年 6 月 29 日の木曜日、事故発生の場所は記載のとおりで、事故の概要ですが、職員作業にて体育館からプールにテントの部品、具体的にはテントの足の部分でございますが、これを教員が運搬中に、職員駐車場に停めてあった被害者の自家用車に接触をさせてしまい、リアハッチに傷がついてしまったという事案でございます。

次のページに事故発生場所及び車両の損傷写真を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

和解の概要でございますけれども、市が相手方に対し 6 万 3,019 円を支払い、市及び相手方が本件事故に関しては双方とも債権債務関係が存しないこととなります。なお、和解日は令和 5 年 8 月 21 日です。説明は以上でございます。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見などございますか。

石川委員。

石川委員 うちのほうでも同じような案件が 1 件ありまして、保険で直してもらいました。市の場合には、和解金といったものを渡すのですか。

教育長 田上課長。

指導課 この和解に関しましては、市にて加入している全国市長会の保険にて対応しております。

石川委員 わかりました、ありがとうございます。

教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 続いて、報告事項の 2 番 専決処分の報告について（土浦第一中学校施設管理に係る損害賠償の和解）について、教育総務課から説明をお願いします。

塚本課長。

教育総務課 教育総務課でございます。

サイドブックスの資料⑦をお願いします。

専決処分の報告、土浦第一中学校施設管理に係る損害賠償の和解について、御報告させていただきます。

1 の事故発生日時及び 2 の事故発生場所でございますが、令和 5 年 7 月 20 日、木曜日、午前 11 時ごろ、土浦一中地内において発生いたしました。

4 の事故の概要でございますが、職員が電動刈払機で校内の草刈りを行っていたところ、飛び石が給食室脇の駐車位置に停めていた相手方職員の自家用車のバンパーほか 4 箇所、フェンダー、ヘッドライト、ボンネット等に当たり、傷が付いたもの

でございます。

2ページから4ページに、事故発生場所及び車両損傷写真を掲載してございます。お手数ですが、1ページへお戻り願います。

5の和解の概要でございますが、土浦市は相手方に対し、車両修繕料等として、27万2,360円を支払ったもので、9月25日に和解となっております。

以上が、専決処分の報告でございます。

なお、再発防止といたしまして、作業の際は周りの状況を確認し、車両の移動を行うなど、安全を十分に確認した上で作業を行うなど作業時の留意事項につきまして、改めて当該職員はもちろんのこと、学校及び全管理員に対し注意喚起をいたしました。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの件につきまして、御質問などはございますか。

高橋委員。

高橋委員 今回は飛び石が原因で27万円という金額になっていますが、査定はどのようにされたものになるのですか。

教育長 塚本課長。

教育総務課 こちらについては、所有者様の修理業者さんが出された見積もりについて、保険会社を介したものとなり、その保険会社にて査定された金額となります。また、今回は代車が必要となったことから、この金額の中には代車に係る費用も含まれているもので、所有者様へ直接お支払いするものではなく、全国市長会から修理業者さんへお支払いをするものとなります。

高橋委員 わかりました、ありがとうございます。相見積もりをとってみてもいいのではないかな、と少し思いました。

もう1点、電動刈払い機の件ですが、私も研修を受けたことがあるのですが、そのときに言われたことは、缶とか石が飛んでしまうと非常に危ないので、使っている人はフェイスガードを着けてくださいということや、近くに人がいると人身事故になってしまう場合があるというようなことでした。そのため、電動刈払い機を使用する職員さんは講習を受けていられるのか気になりました。

教育総務課 刈払い機の件については高橋委員のおっしゃるとおりでして、取り扱いについて注意するように指導しているところでございます。今回の件は管理員さん関係なのですが、管理員を対象に実技を含めた講習を毎年させていただいており、刈払い機の使用方法や農薬散布の方法などの実技の講習をしています。

しかしながら、今回このような事故が起きてしまいましたので、消費者庁のホームページなどでも刈払い機使用時の注意事項・留意点といったものがございまして、こちらのホームページ等を参照し、改めて管理員のみならず管理職である校長・教頭を含めて周知を徹底し、事故の再発防止に向けた対策をさせていただいたところでございます。

高橋委員 はい、ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがですか。石川委員。

石川委員 P T Aで行っているクリーン作戦の際に、刈払い機を持ってきて作業をされている

方がいます。学校のグラウンドには小石が多くありますが、刈払い機を使っている方のすぐ傍で子供たちが草取りをしていることがあり、すごく危ないなと思いました。その時に、校長先生に子供たちと刈払い機の作業場所を分けたほうが良いという話をしましたが、そういった点についても注意喚起していただいたほうが良いと思います。子供たちに石が飛んでいくと大変なことになってしまうので、その内容についても伝えていただけると安心です。

教育総務課 今の件につきまして、管理員だけでなく学校全体にて対応できるよう、指導課と連携して指導をしてまいります。

石川委員 よろしくお願ひします。

教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 報告事項は以上ですので、続きまして次第の5番、その他へ移ります。

その他の1番（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、教育総務課から説明をお願いします。

塚本課長。

教育総務課 ——（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について説明——

教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問はございますか。

高橋委員。

高橋委員 この選定検討委員は大学の方や市の関係者となっておりますが、小学校なり学校関係者があまり入っていないなと思いました。なぜそう思ったのかといいますと、認定こども園の視察をした際に設計業者の方がいらっしゃいましたが、小さい子供たちの動きなど保育の現場の状況についてよくわかっているのか、少し疑問に思うようなことがありました。

そのため、子供たちの動きがよくわかっている学校の先生などの小学校現場の方は、この委員の中に入らなくてもよいのかなと思いました、感想です。

教育長 塚本課長。

教育総務課 今回のプロポーザル選定委員に関しましては、あくまでも設計業者を選定することが目的として、設計師の技量とか会社力とか、そういったところを基に選定していただきます。あとは、整備計画の中で出しているコンセプトへの考えといったことについて検討するプロポーザルとして、今回は外部の精通された有識者で構成された委員となります。

高橋委員のおっしゃるとおり、子供たちにとってどのような校舎がよいのかということは、今後設計業者が決まったあとに、現場の声や子供たちの声が基本設計の中で反映されるという流れとなります。

高橋委員 わかりました、ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがですか。福島委員。

福島委員 私は実際に校舎を新築していただいたり、改築していただいたりした経験がありますが、業者さんとの打ち合わせには教頭が出ることが多いのですが、本当にたくさ

んの現場の声を聴いていただきました。認定こども園さんについても、同じような  
かかわりをもって造られたように私は感じました。感想です。

教育長 土浦幼稚園の話も出ましたけれども、設計段階から現場の声を伝えるような機会を  
しっかりと提供して、現場の声がよく届いた設計をしていただけるよう、進めてい  
ただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、その他の2番、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校の校名(案)  
公募結果について、学務課から説明をお願いします。

学務課 — (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校の校名(案)公募結果について説明—  
—

教育長 ただいまの内容について、御意見などはございますか。

高橋委員。

高橋委員 いろいろ言ってしまうて申し訳ないのですが、応募数が少ないと思います。特  
に児童の応募数がとても少ないですね。子供たちにとってみては、「自分たちは卒  
業して、行かない学校だから。」という気持ちがあるのかもしれませんが、ただ、応募  
箱は学校に置かれたと思いますが、先生から子供たちに、名前を考えようよという働  
きかけはあったのかなと。

例えば地域の学習があると思いますが、その中で自分たちの住んでいるおおつ野の歴  
史などについて考えるといった際に、学校の名前を付けるといった学習や授業を行っ  
て、それぞれの子供たちが自分で考えた名前を出してもらい、そういったことをする  
ことで学校への愛着をもってもらうことができると思います。単に気が付いた子供だ  
けが応募するのではなく、みんなで考えようよ、と働きかけることも教育的なかわ  
りだと思います。

この応募数だと、大人の意見、地域の意見だけで決まってしまう、昔からある名前  
がいいよね、ということで決まってしまうと思います。名前を決めることはとても大  
事なことですし、自分たちが考えた意見が反映された学校の名前になるということは、  
子供たちの今後にとっても良いことだと思うので、いろいろなことを教育的にとら  
えていただければなと思いました。

教育長 福島委員、どうぞ。

福島委員 高橋委員のおっしゃるとおりだと思います。これから校歌を決めるといったこともあ  
るかと思いますが、いろいろなことを決める際に子供のかかわりがあることは、愛着  
をもつという点でとても大事だと思いました。

この応募数を見たときに私も衝撃でした。なぜこんなに少ないのだろう、どのような  
働きかけをしたのだろうと思ったくらい、少なすぎないかなと思いました。自分がこ  
の学校にいたら、子供たちに名前を考えさせるだろうなと思いました。感想です。

教育長 塚本課長。

学務課 耳の痛い御意見で、身が引き締まる思いでございます。

まず、応募の働きかけにつきまして、上大津地区の対象地区が2,800世帯ほどありま  
して、広報紙と一緒に募集要項を入れさせていただいています。さらに、小学校のお  
子さんには学校を通して、お一人ずつお願いしますということを行ったのですが、結  
果として至らなかったということでございまして、福島委員からも御発言がありまし

たとおり、この後も校歌や校章などのソフトの面でいろいろと決めていくものがございますので、今後の話となってしまう恐縮ですが、子供たちからの意見を吸い上げられるように努力していきたいと思っております。

福島委員  
高橋委員  
教育長

よろしく申し上げます。

よろしく申し上げます。

私も含めて、猛省をいたしました。校歌を始め、たくさん決めることがありますので、子供たちの愛校心、郷土愛醸成を含めて、教育の観点として大切なことですので、指導課長も含めて相談をし、対応をさせていただきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

それでは続いて、その他の3番 令和5年度子ども図画・習字展について、生涯学習課から説明をお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課  
教育長

——令和5年度子ども図画・習字展について案内——

よろしいでしょうか。

次に、その他の4番 令和6年土浦市二十歳のつどいについて、生涯学習課から説明をお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課  
教育長

——令和6年土浦市二十歳のつどいについて案内——

よろしいでしょうか。続きまして、その他の5番 再開館記念第44回特別展「土浦のたからもの一守り伝える、未来へ」の開催について、博物館から説明をお願いします。

木塚副館長。

博物館

——再開館記念第44回特別展「土浦のたからもの一守り伝える、未来へ」の開催について案内——

教育長  
文化振興課  
教育長

よろしいでしょうか。そのほか、ございますか。

教育長、よろしいですか。

中澤課長。

文化振興課  
教育長

——土浦市文化財保存活用地域計画について案内——

よろしいでしょうか。

本日の案件は以上となります。次回の定例会等の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課  
教育長

——次回の定例会日程等について案内——

ただいま日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。それではよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和5年11月の教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。